

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(抜粋)

2 一括法案の提出等

(前略)

計画策定等については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)の基本原則に沿った対応となるよう、地方分権改革有識者会議での議論を踏まえ、制度の検討に資する国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政の進め方を示したナビゲーション・ガイドの作成を行う。

また、計画策定等を含む法律案等に関する内閣府への事前相談に加え、地方公共団体の全国的連合組織へ早期に情報提供を行うこととする。